

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、以下のとおりお知らせします。

事 務 連 絡
令和5年10月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省から、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として令和2年度に作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の先生方への普及を図る観点から、中学3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付させていただく旨、連絡がありました。令和5年11月27日以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」を、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしく願いいたします。また、各学校において、当該副読本（教師用及び生徒用）の送付を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願います。

併せて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてのお知らせもありました。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、派遣による患者講義を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願います。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
電話 03-5253-1111（内線 2101）

<参考>

- ・副読本「B型肝炎 いのちの教育」（生徒用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159456.pdf>
- ・副読本「B型肝炎 いのちの教育」（教師用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
T E L : 03-5253-4111（内線 2565）

健生が発 1019 第 2 号
令和 5 年 10 月 19 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和5年11月27日以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

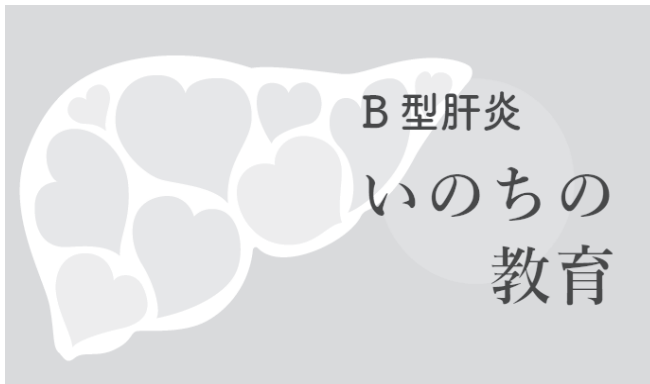
(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中・守田

電 話：03-5253-1111 (内 2101)

F A X：03-3595-2169



B型肝炎 いのちの教育 活用をお願い

副読本について、生徒分の送付希望がありましたら別添の「申込書」を活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実施にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的としています。

この副読本の活用の参考となるように裏面に「活用の方法」も記載しておりますので、社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極にご活用いただくようお願いいたします。

生徒への配布を予定している学校・教員の皆さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より希望部数を送付いたしますので、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団においては、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動（以下、「患者講義」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講義実施のお願い」を参照。）を行っています。この副読本を用いた授業の実施にあたって、患者講義の派遣を希望される場合も、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日程調整等をさせていただきます。

【留意事項】

副読本の送付の申し込みについて、希望部数や時期により送付までにお時間をいただく場合がございます。また、患者講義の派遣の申し込みについても、派遣希望時期よりも余裕をもって申し込みをいただきますようお願いいたします。

副読本のデータは厚生労働省HP（「B型肝炎訴訟」）に掲載しております。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ございません。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

【送付希望・派遣希望に関するお問合せ先】

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室 TEL : 03-5253-1111(内線 2101)

メールアドレス : bkan-inochi@mhlw.go.jp / FAX : 03 - 3595 - 2169

活用の方法

1 社会科（公民的分野）での活用

国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2 人権教育での活用

B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんでいます。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3 保健体育科（保健分野）での活用

感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4 授業外の時間での活用

授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返させないためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。

B型肝炎って？

感染予防のための正しい知識を身に付けよう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいます。

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えよう

B型肝炎訴訟について知ろう

基本合意での国の約束

なぜ防げなかったの？

被害の教訓を未来に活かすために

私たちができること

B型肝炎訴訟について知ろう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいます。

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えよう

B型肝炎訴訟について知ろう

基本合意での国の約束

なぜ防げなかったの？

被害の教訓を未来に活かすために

私たちができること

B型肝炎って？

B型肝炎感染の予防のための正しい知識を身に付けよう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいます

私たちができること

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。

副読本「B型肝炎 いのちの教育」申込書

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室 御中

【送付先】 F A X : 03-3595-2169 / e-mail : bkan-inochi@mhlw.go.jp

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、以下のとおり、申し込みいたします。

副読本「B型肝炎 いのちの教育」送付希望・患者講義派遣希望	
学校名等	
郵送先住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
担当者	
申込部数	生徒用： 教師用：
患者講義の派遣希望の「有」・「無」	派遣希望： （「有」の場合）派遣希望時期：
備考	
全国B型肝炎原告団・弁護団への情報提供の「可」・「否」	

※副読本の活用および患者講義の実施は、当省と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が連携して取り組んでおります。本申込書記載内容を同団体へ情報提供することにご同意いただいた場合、活用促進に向けて同団体より直接ご連絡させていただく場合がございます。

※送付の申し込みは希望部数や時期により、送付までにお時間をいただく場合がございます。

※患者講義の派遣を希望する場合、派遣希望時期よりも余裕をもって申し込みください。

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！



私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることを期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所: 貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容: 貴校のご要望に対応可
・対象人数: 不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。